

奈良県告示第二百九十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和四年一月十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 区域の名称

谷田

二 土地の表示

次に掲げる土地の区域

所在地

- 高市郡高取町大字谷田
- 一〇九番の一部（次の図に示す部分に限る。）
  - 一一〇番の一部（次の図に示す部分に限る。）
  - 一一一番の一部（次の図に示す部分に限る。）
  - 一二番の一部（次の図に示す部分に限る。）
  - 一三七番の一部（次の図に示す部分に限る。）
  - 一四〇番の一部（次の図に示す部分に限る。）
  - 一四一番一の一部（次の図に示す部分に限る。）
  - 一四一番二の一部（次の図に示す部分に限る。）
  - 一四二番の一部（次の図に示す部分に限る。）
  - 一五八番の一部（次の図に示す部分に限る。）
  - 一〇九番地先道路敷の一部（次の図に示す部分に限る。）
  - 一四二番地先道路敷の一部（次の図に示す部分に限る。）
  - 一四二番地先水路敷の一部（次の図に示す部分に限る。）
  - 一五八番地先水路敷の一部（次の図に示す部分に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を奈良県土木マネジメント部砂防・災害対策課及び奈良県中和土木事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。）